

小作争議調査表

No. 83

(月報番號 第一一三號)

過 經	事 項 求	原 因	地 主 關 係 團 體	關 係 人 員	場 所
<p>土地返還要求</p> <p>已長、即設有志而共同、轉讓に努め、結果、土地返還条件を解決</p>	<p>土地返還要求</p>	<p>地主は自作と念固し土地返還を要求、たゞし小作人、応ぜざるに固。</p>	<p>ナ</p>	<p>地主 田中伊勢松 小作人 横田三三郎</p>	<p>三游郡川口村一本</p>
			<p>小作人</p>	<p>關係地 種類面積 四二反四畝二十六步</p>	<p>發生 昭和九年 一月 一九日</p> <p>熄 昭和九年 九月 二九日</p>

(昭和九年六月分)

財團 協調會 福岡出張所

備 考

果 結

一、地主は小作人より従来通り小作料を納むこと(十ヶ年間)

二、小作人は地主に対し毎年旧正月十五日迄に小作料を納むこと(此迄は協考納入)

三、小作人は地主に不可抗力其他正當なる事由に依り期日迄に小作料を納む場合にのみ地主が法解を得ること

四、小作人方が所定期限に小作料を納む場合は地主は請求し得ること

五、地主は不可抗力に依り、済收の場合日録に前地主に金と請求し、請求金は地主の責任で納むこと

六、地味協に調停の場合日録に前地主は日録に請求し、請求金は地主の責任で納むこと

七、地主は前地主より一、二の小作人中に代表者を選ばせ、若し地主は昭和七年度合納小作料を納むこと

八、地主は前地主より一、二の小作人中に代表者を選ばせ、若し地主は昭和七年度合納小作料を納むこと

九、地主は前地主より一、二の小作人中に代表者を選ばせ、若し地主は昭和七年度合納小作料を納むこと

十、地主は前地主より一、二の小作人中に代表者を選ばせ、若し地主は昭和七年度合納小作料を納むこと

十一、地主は前地主より一、二の小作人中に代表者を選ばせ、若し地主は昭和七年度合納小作料を納むこと

十二、地主は前地主より一、二の小作人中に代表者を選ばせ、若し地主は昭和七年度合納小作料を納むこと

十三、地主は前地主より一、二の小作人中に代表者を選ばせ、若し地主は昭和七年度合納小作料を納むこと

十四、地主は前地主より一、二の小作人中に代表者を選ばせ、若し地主は昭和七年度合納小作料を納むこと

十五、地主は前地主より一、二の小作人中に代表者を選ばせ、若し地主は昭和七年度合納小作料を納むこと

十六、地主は前地主より一、二の小作人中に代表者を選ばせ、若し地主は昭和七年度合納小作料を納むこと

十七、地主は前地主より一、二の小作人中に代表者を選ばせ、若し地主は昭和七年度合納小作料を納むこと

十八、地主は前地主より一、二の小作人中に代表者を選ばせ、若し地主は昭和七年度合納小作料を納むこと

十九、地主は前地主より一、二の小作人中に代表者を選ばせ、若し地主は昭和七年度合納小作料を納むこと

二十、地主は前地主より一、二の小作人中に代表者を選ばせ、若し地主は昭和七年度合納小作料を納むこと

二十一、地主は前地主より一、二の小作人中に代表者を選ばせ、若し地主は昭和七年度合納小作料を納むこと

二十二、地主は前地主より一、二の小作人中に代表者を選ばせ、若し地主は昭和七年度合納小作料を納むこと

二十三、地主は前地主より一、二の小作人中に代表者を選ばせ、若し地主は昭和七年度合納小作料を納むこと

二十四、地主は前地主より一、二の小作人中に代表者を選ばせ、若し地主は昭和七年度合納小作料を納むこと

二十五、地主は前地主より一、二の小作人中に代表者を選ばせ、若し地主は昭和七年度合納小作料を納むこと

二十六、地主は前地主より一、二の小作人中に代表者を選ばせ、若し地主は昭和七年度合納小作料を納むこと

二十七、地主は前地主より一、二の小作人中に代表者を選ばせ、若し地主は昭和七年度合納小作料を納むこと

二十八、地主は前地主より一、二の小作人中に代表者を選ばせ、若し地主は昭和七年度合納小作料を納むこと

二十九、地主は前地主より一、二の小作人中に代表者を選ばせ、若し地主は昭和七年度合納小作料を納むこと

三十、地主は前地主より一、二の小作人中に代表者を選ばせ、若し地主は昭和七年度合納小作料を納むこと